

保護者様

浦安市立東小学校  
校長 石川 三佳

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う学校の対応について

残暑の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じます。

さて、新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大し、千葉県も緊急事態宣言期間が延長されるなど感染拡大に歯止めがかからない状況です。

本市におきましても、感染拡大が収まらず、特に最近では、児童・生徒の感染者数がすでに昨年度一年間の数を大幅に上回る状況となっております。

こうした状況を受け、学校としてもより強い危機感をもって、下記のとおり、2学期以降の感染防止対策および教育活動に取り組み、「安全な場所・学校」の確保に努めてまいります。

児童・生徒が安心して安全な学校生活を送るためにも御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

## 記

## 1 時差登校

通学路や昇降口の児童の密を回避するため、次のとおり時間をずらしての登校を実施します。＜9月12日（緊急事態宣言期間）まで＞

	登校時間	下校時刻 (9/2・3)	下校時刻 (4時間授業)	下校時刻 (5時間授業)
1・3・5年生 はるかぜ	7:50～ 8:05	11:50	13:25 (1年生)	14:40
2・4・6年生	8:05～ 8:20	11:55	13:15 (2年生)	14:45

※ 兄弟姉妹で登校する場合は、どちらかの学年にそろえていただいております。

## 2 緊急事態宣言期間中の短縮日課について

9月1日から3日 全学年：午前授業 終了後下校（変更なし）

9月6日から10日 1・2年生：午前授業 給食終了後下校

3年生以上：5時間授業

## 3 登校時の感染防止

毎朝の検温の確認、教室に入る前の手洗いおよび手指消毒を徹底します。

## 4 消毒と換気の徹底

児童・生徒の机・椅子、階段の手すりやドアノブ、トイレなどの共用部分の消毒を毎日行うとともに教室の換気を徹底します。

登校時に加え、トイレの後、給食の前、体育の学習後など必要に応じて児童、教職員の手洗いおよび手指消毒を行います。

## 5 教育活動の制限

緊急事態宣言期間中は、指導計画を見直し、感染リスクの高い学習活動の実施を見合わせます。

## 6 タブレット端末の活用について

学級または学年閉鎖等、児童が自宅待機となった場合を想定し、タブレット端末の家庭への持ち帰りを実施していきます。

○タブレット端末は、学校での授業でも活用していますので、家庭へ持ち帰った場合でも、次の日には学校に持ってきていただくことになります。持ち帰りにつきましては、週に1～2回程度から始めさせていただきます。3～6年生児童には配付済みですが、裏面に、「タブレット活用のルールについて」を載せましたので御確認をよろしくお願いいたします。

○持ち帰りの開始日について

5年生：9月1日（水）持ち帰らせてます。

2・3・4・6年生、はるかぜ：9月2日（木）に持ち帰らせてます。

1年生：9月2日（木）または3日（金）に持ち帰らせてます。

その後の予定につきましては、連絡帳でその都度お知らせしますので、御確認よろしくお願いいたします。

## 7 2学期の学校行事について

実施時期や内容を踏まえ、児童や保護者の皆様の御意見も伺いながら実施の有無について判断します。実施の場合は、感染対策を徹底します。詳細はその都度、お知らせいたします。

## 8 土日や祝日等の緊急連絡先について

土日や祝日等、学校が休みの日にお子さんの検査のPCR結果が陽性と判明した場合は、次の連絡先まで連絡をお願いいたします。

学校所有の携帯電話番号 080-6594-9057

御連絡をいただいた際には、同居家族および接触者に関する事、発症までの経緯についてお聞きします。午後8時を過ぎる場合は、市役所（047-351-1111）に御連絡ください。また、PCR陽性以外の連絡は御遠慮いただきますよう、併せてお願いいたします。

## 9 その他御家庭にお願いしたいこと

- (1) 毎朝、必ずお子さんの検温およびマスクの着用をお願いいたします。  
放課後においても、お子さんのマスク着用についてお声かけをお願いします。
- (2) 児童の密を回避するため、時差登校に御協力をお願いいたします。
- (3) 次のような場合には必ず学校に連絡をお願いいたします。
  - ① お子さんが新型コロナウイルス感染症に感染した場合。
  - ② お子さんが濃厚接触者となった場合。
  - ③ お子さんに発熱や風邪症状がある場合。
  - ④ お子さんに症状等はないが同居する家族等に発熱や風邪症状がみられる場合。
  - ⑤ 同居する家族等が濃厚接触者に特定されPCR検査等を受ける場合。
  - ⑥ お子さん又は同居の家族等が濃厚接触者ではないが医師や保健所の指示等でPCR検査等を受けた場合。
  - ⑦ 同居する家族等が濃厚接触者の疑いになった場合。  
※上記①～⑦に該当する場合は、登校を控えていただくこととなります。  
※①～⑦に該当する場合は、原則として学校保健安全法に基づく「出席停止」となりますので、御承知おきください。